

## 集落営農型法人における収益分配方式と経営分析指標

竹山孝治

### 摘要

集落営農型法人の経営類型と収益分配方式を明らかにするとともに、農事組合法人における経営分析指標について検討した。

1. 島根県内の集落営農型法人をタイプ別にみると協業経営型が 35 法人 (83%)、作業受託型が 7 法人 (17%) であったが、面積規模で 20ha 以上は 17 法人 (40%) にとどまった。
2. 大豆・麦・農産加工・施設園芸・露地野菜などによる経営多角化の動きは 42 法人のうち 19 法人でみられ、組合せは 13 類型で部門構成は多岐にわたっていた。
3. 経営受託水田における収益分配は、プール計算方式が 66%、収量別傾斜配分方式が 34% であり、後者の多くは作業受託型任意組合から法人に移行し、構成員の生産努力が収益分配に反映される仕組みを維持していた。
4. 畦畔除草と水管理の手当を定額としている法人の手当支給額は 10 a 当り平均 10,912 円であり、地代との合計は 10 a 当り 28,735 円となったが、地代水準の低い法人では管理手当を高めに設定し、農地の面的維持を重視する傾向にあった。
5. 収益性指標について、売上高営業利益率の指標値は収益性の違いを考慮して 2?5% とし、総資本回転率の指標値は部門構成の違いを考慮して 0.8~1.1 回とした。
6. 安全性指標について、固定比率の指標値は経営実績をもとに 100% 以下とし、自己資本比率の指標値は事業拡大局面や経過年数の違いを考慮して 40~60% とした。
7. 成果配分指標について、限界利益率の指標値は営業利益の黒字実績を重視して 65% とし、労働分配率の指標値は部門構成の違いを考慮して 45~60% とした。
8. 利益還元指標について、法人の売上高に営業外収入を加えた総収入に対する還元率は、経営実績をもとに構成員還元率の指標値を 36%、集落還元率の指標値を 40% とした。